

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において16番 堀内君、19番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第28号 橋本市新型インフルエンザ等対策本部条例について

○議長（井上勝彦君）日程第2 議案第28号 橋本市新型インフルエンザ等対策本条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、文教厚生員会に付託いたします。

日程第3 議案第29号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例について

○議長（井上勝彦君）日程第3 議案第29号 橋本市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第4 議案第30号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

○議長（井上勝彦君）日程第4 議案第30号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねをします。議案書の7ページの第3条なのですが、後半に「地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」となってるんですが、この基準というのは、ど

ういう内容なのかお尋ねします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）効果的な基準というのは、国のほうで定められた基準でございまして、細かく言いますと……。ちょっと資料を調べさせていただきますので、お時間ください。後ほど答弁させていただきますのでよろしいですか。資料を調べます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）このねらいといいいますか、介護予防のための効果的な支援を、この介護関係の事業所等でもやれという意味かと思うんですが、その辺のねらいについてはわかりますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）今回の改正につきましては、介護サービス、それと介護予防サービスとも、地域主権一括法の関連として、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律というのが平成23年6月22日に公布されまして、その中で介護保険法が一部改正されたということでございまして、それに基づいて、今回、指定地域密着型介護予防サービスについての事業者の員数の基準、それから運営に関する基準等々、これはもともと介護保険法で定められていたんですけども、市の条例で定めるということに改正されましたので、今回の条例化したものでございます。

本来、介護保険法の一部改正に基づいて条例を制定するんですけども、今回、和歌山県独自で新たに追加というんですか、県独自の法改正を実施してまして、そんな関係の中で、例えば、第3条、第4条、それから第5条関係、第6条関係、これは県独自の施策で新たに付け加えておりますので、橋本市におきましても、例えば、人権擁護の観点、それから、来るべき災害に備えての推進員を置く、

それから第3条関係とかでしたら、書類の整理。本来は2年間の保存期間というのがあるんですけども、不正請求等があった場合に、5年間さかのぼって請求するわけですけども、そのときに資料の保存をきちっとしてもらっておくと。5年間の保存をきちっとしてもうて、その5年間の分について明らかにするという中で、県が独自に2年間で5年間に延ばしたということもございまして、その辺の適正な介護運営のあり方を、今回それらも含めて改正したというものでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）同じ8ページの附則のことですけども、附則の2、法第115条の12第2項第4号に規定する同意により市の区域外に所在する云々とあるんですけども、この同意というのはどういう内容なんでしょうか。ご説明願います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）附則2でございまして、附則2につきましては、市の区域外に所在する事業所に関する特例ということでございまして、本来、指定地域密着型介護予防サービスの利用といたしますのは、原則として当該市区町村の住民に限定されております。しかしながら、介護保険法第115条の12第2項第4号に規定する、市の区域外に所在する事業所を有する自治体の同意により、区域外の事業所を指定した場合、その事業所のサービスを利用できるということになってございます。

今回の本市の条例制定につきましては、先ほどちょっとお話させていただいたんですけども、和歌山県下自治体と同様に、県の条例を尊重して、人権擁護推進員ですとか、災害対策推進員ですとか、衛生管理推進員等々、設置義務を条文化しておりますので、県内の

指定地域密着型介護予防サービス事業所を指定する場合は、特に問題は起こらないわけですが、他府県の指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定する場合、本市と同様の条件を満たしていないという理由であれば、指定できなくなるということになりましたので、今回、附則として挙げさせていただきました。

利用者によりましては、家族が他府県でおられるということで、その近くの事業所を希望されるということもございます。それによって家族の負担が軽減されるということもございますので、その場合、他府県の指定地域密着型介護予防サービス事業所を希望されますので、そのときに利用者がその該当する市区町村の同意を得た中で、同意が得られれば、その事業所が利用できるということになりますので、まず、やはり利用者の利便というんですか、そういうことも考えた中で、今回附則を付け加えたということでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第5 議案第31号 橋本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第5 議案第31号 橋本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、経済建設委員会に付託をいたします。

日程第6 議案第32号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第6 議案第32号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）この第3条の3の「住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。」ということが、今回追加されてきているんですけども、例えば、住宅開発がされてくる中で、公園自体を開発業者の管理から移譲を受ける公園等があるかと思うんですが、こういう条例が追加されることによって、市の管理する都市公園が増えるということはあるんでしょうか。そういう状況があれば、お教えいただきたいと思えます。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）今回の条例につきましては、都市公園と言われるくくりのものでございまして、その法の外にあります広場ですとか公園というものもございまして。議員おただしの件については、そういったものも含んで、市のほうが移譲を受けて管理するということはありません。ミニ開発等でも、小さな公園とかを設置していただいて、住民の方の

利便性とかを向上さそうということで、そういったものも現に市のほうが移譲を受けて管理をしております。

今回のこの件というのは、専ら大規模開発等に伴うものが具体的には該当するんかなと思うんですけども、そういった事例がありますと、この条例を満足するような形で公園の設置等をお願いすることになりますので、必然的にこれを守っていこうとすれば、やはり市のほうに移管され、市が管理する公園というのは、今後も増えていくというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）具体的に今わかっているところ等があれば、お教えいただきたいと思うんですけども。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）市内のほうで計画されております大規模団地で、まだ手つかずあるいは開発途上のものはいくつかございます。そういったものについて、例えばさつき台でもまだ半分、それから同じ大倉のほうで持たれている別の場所でも、開発の計画そのものがございまして、南海電鉄のほうでもまだ開発途上のものもございまして。具体的にたとえば、そういったところで都市計画決定をした公園というところもございまして、そういったところは、今後もこの条例の範疇の中で増えていくということになっております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 橋本市れき耕栽培施設の設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第7 議案第33号 橋本市れき耕栽培施設の設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この廃止については、賛同といいますか、賛成なんですけど、これは同和対策事業の一環として取り組まれた事業で、たしか関係者数名だったと思うんですけど、個人の土地を利用して、億単位の公金をつぎ込んでやられてきた事業なんです。

お尋ねしたいことは、この事業によって、いわゆる一般地区との格差是正ということが言われていたわけですけども、本事業の評価について、担当はどのような見解を持って

いるのか伺います。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）今おただしの件でございますけれども、この事業につきましては、昭和61年に同和対策事業として着手した事業でございます。その後、れきによりますトマト栽培をこちらのほうで行ってきたわけでございますけれども、やはり時代の流れの中でのトマト栽培にも、ある一定の陰りが見えてきたというような状況になって、現在、こちらで事業がとまっておるとい形になってございます。

しかし、導入当時には、かなり大きな資金投入をしてきたわけでございますけれども、地元の雇用という問題では、やはり地元の方を雇用させていただいて、そして作業にあたっていただくという意味合いでは、ある一定の評価ができるのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）その一番の目的とすべき一般地区と同和地区との格差是正という点で、一定の雇用があったということなんですけれども、その観点から見ていかがでしたか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）格差の是正ということでございますけれども、地域内にはこれといった産業もないような状況、昭和61年当時はそういう状況でございました。そして、安定した職業にもつける機会が少ないという意味合いで、地元の方が、地元でトマト栽培にかかわって、従事していくという意味合いでは、やはり収入の面でも、一定安定した収益が確保できるという意味合いの中での格差是正というんですか、ある程度、地域全体の所得向上という意味合いでは効果があったのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今のところですけども、全体の総括として、どういうお考えかと。つまり、こういうことが当初の見通しどおりに今終結するのか、当てが外れたのか。もし外れたとしたら、どこに原因があったかと。その辺、市当局のお考えを伺います。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）先ほどもお話させていただきまされたように、地域での安定した所得向上を図るという意味合いでの、産業の立地という意味合いでの効果は、当時はあったわけでございます。それ以降で、やはりトマト栽培に対するいろんな問題点等が出てきました。また、施設の老朽化という問題も出てきてございました。そんな中で経営を続けていくということについては、なかなか難しくなってきたということでございます。

市当局としましたら、やはりこういった産業は地元のほうでリニューアルでもして、何とか継続してやっていっていただきたいという思いはずっと持って今日まで来たような状況でございます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）見通しが、見通しどおりか外れたかという点について、明快にお願いします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）経営がストップしたという意味合いからすれば、当てが外れたというふうに言わざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）私もちょっと、この条例自体に対しては異議はないんですけども、確認をしておきたいと思います。

このれき耕栽培の施設に、これまで市が投じてきた、あるいはこれから撤去費用、来年度予算に上がってございますけども、も含めて、いかほどの投資をされてきたのかということと、もう一点は、組合員になるのかな。組合方式でやってたのかな。わかりませんが、3人の方が中心にやられていたというのをお聞きしておりますが、その方々は、この事業が継続しがたくなったところの経営的な責任は、どの程度負っておられるんですか。つまり、100%市が負担をして、この事業をやめていくということになるのか、あるいは、ある程度、経営に参画されておられた方々も多少なりとも、あるいは応分の負担をされた上で、この事業を終結にされるかという点についてお尋ねいたします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）今までの投資ですけれども、これにつきましては投資額、ちょっと資料手持ちございませんので、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思います。

それと、応分の負担ということでございますけれども、トマト栽培が平成13年以降ストップしておるといような現状の中で、なかなか経営的にも苦しかったという現状にあったわけでございます。しかしながら、経営者としての、やはり責任というんですか、今言われたような形のことも、やはりあるかというふうに思います。

だから、その面につきましては、若干組合長とのいろいろお話もさせていただいた中で、やはり組合としてある程度解体に要する費用を負担していただくような話も、今現在も進めておるような状況でございます。

それと、最初の投資額でございますけれども、昭和61年に事業に着手したということでございまして、当初、本建物を建てるに對し

て1億1,790万5,000円を設備投資してございます。それから以降で、平成8年に一部屋根材とかというところがかなり劣化してきましたので、改修する必要があるということで、育苗棟についての改修が372万,8000円、そして送風関係の施設整備ということで936万2,000円という形で投資してございます。それと、引き続いて平成9年には、先ほども言いました側面材の改良ということで、1,995万円の側面材のやり替え工事を行ってきたのが今までの投資額でございます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）同和対策事業ということで、一定の時代的な必要があつて始められたものですので、これはこれで始めたことについては良かったといえますか、いたし方ないのかなと思えますが、経営者、組合員たちも、それなりの努力はされてきたんだろうとは思いますが、やはり経営責任というのは結果責任なんですよ。民間の事業者は皆そうなんですけども、それを皆、経営者の方々に担わせるということは、これは考えませんけれども、やはり、それなりの道義的な責任なり、経営上の結果責任ということ、本当に道義的な、道義的といえますか、信義則といえますかね。誠意といえますか、これだけの市は投資をさせていただいて、地域の改善に投資をさせていただいたと。それについて、結果としてこういうことになったことについて、一定の誠意は見せていただきたいなと思うんですけども、その辺は今後も交渉をされるということですが、実質上、もう免除ということではいかれてるんじゃないですか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）ただ今のおただしでございますけれども、これは本当に経営者としての責任ということも、この施設を解体

撤去して、元の地権者は3人なんですけれども、3人の方に、原形が田でしたので、田に戻すという形での契約を交わしてございまして、そういった形にはやっていく予定ではありませんけれども、ただ今のおただしの、やはり経営者としての責任という度合いの中で、ある一定の負担をしていただく、あるいはまた、費用負担が若干厳しい場合には、そしたら解体撤去にもあまり工事がかからないような方策なんかも、あわせて提案をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。応分の負担については、金額の多い少ないはあるかとは思いますが、負担を求めていく予定でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今までの質疑の中で、改めてもう一回確認させていただきたいんですけれども、組合方式でこれまでされてきたと。投資額は、昭和61年に1億1,700万円の設備投資で、この事業がスタートしたと。恐らくその当初、このトマトのれき耕栽培を行っていく上で、生産出荷額とかの当初予想が立てられていたから、この事業がスタートしたんだと思うんです。それに対して、実績として実態はどうだったのか。そこをちゃんと押さえておかなければ、この事業自体が本当に効果が現れたのかというのは見えてこないと思うんですけれども、その点、先ほどから、これはうまくいかなかったぐらいにしか言われていないので、もう少しそこを明確にご説明いただけますか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）オープンは昭和62年になるんですけれども、62年当時にとりだけの収益が上がったという数字は、今のところ手持ち資料がございませんので何とも言えないんですけれども、計画を立てた段階では、

やっぱり収益計算も当然した中で、これは国費事業として行ってございますので、国への計画書の申請等をした中で収益計算も行ってきてございます。

しかし、それから以降の収益についても、何年かは収益は現状維持できておったわけですから、やはりれきによるトマト栽培、水耕栽培ではない、れきという特殊な栽培方法でこちらはスタートしました。そういう意味合いでは、市場からの引き合いも結構良かったわけでございますけれども、やはりいろんな、トマトとしての致命傷的な青枯れ病というような問題、病原菌が発生しまして、すべてれきをやり替えなければ、なかなか経営を続けていくことが難しいというようなことにも遭遇してきてございます。

ちょっと手持ち資料がないので、何とも言いがたいわけでございますけれども、当然、オープンしてから以降の収益計算を見た中で、組合としての責任の度合いというのを見た中で、負担を求めていくという形で考えていきたいというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）途中で経営環境が変わったというところが、当初の見込み違いを起こしてきたということで、最後は放置されるような実態で、たしか12月の補正で、つぶすにしてもかなりの金額を出さざるを得なくなりました。

今後に関しては、補助事業であったとしても、最終的に市が責任を負わなければならないような状況を生まないように、今後、農業事業者等とのいろんな契約があらうかと思えますけれども、その点、契約を今後していくような問題は起こさないように気を付けていただきたいと思いますと思いますが、その点は、今のお考えはどうですか。

○議長（井上勝彦君）市長。

○市長（木下善之君）松本議員の質問でございますが、今後これらについても、こういう事業を行っていく場合には、さらに慎重にしなければならないと思うわけでございます。

ただ、現在の、このれき耕栽培について、私も市会議員しておる当時、絶えずあそこを通るものですから、つれであるし、よく見たものです。そうしたら、非常にいいと。20年ほどの間やったわけで、ほとんど収支、償っておるといってございまして、問題は、数年前からカゴメ、ご承知のカゴメのソース屋が神奈川県、長野県、和歌山の加太らもそうですが、1箇所30ha、50haの大規模な超オートメ化した、九州にもたくさんございまして、あれがジャムにしてくれれば良かったんですが、カゴメがジャムに私らするべしと思っただころが、生で出したんですね。ほんで、今まで、その当時、昔はキロ400円ぐらいはしておったものが、カゴメが一斉にやりかけたものから200円台に下がってきたと。それで採算がとれないと。ほんでこの事業も、女性の方が40代ほどでおった方が、もう60代からになってまいりまして、そして、この施設そのものもある程度老朽化してきたものであると、採算がどうしてもとれないというようなこと。その一番大きな原因は、やっぱり生産過剰というんですかね。そこらやと私は思っておりますので、今後、慎重の上にも慎重を期した上で、遺憾のないようにしてまいりたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 橋本市れき耕栽培施設の設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 橋本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第8 議案第34号 橋本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）視聴覚ライブラリー、時代的な流れで、民間もいろんなレンタル事業が行われてきているので、なかなか公的なこういう施設自体が難しいのかなとは思いますが、必要性自体はゼロではないと思っております。その点で、今後のこういった事業廃止が行われる中で、今後の対応、そういった面でのこと、もしお考えがあればお教え

いただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたします。

議員おただしのように、まだまだビデオですとか、映像、フィルム、現在380本ほどの保存をさせていただきます。誠に当初の目的とは、考えとは違うような利用状況になってまいりまして、条例は廃止いたしますけども、この残されたビデオテープ等、貴重なものもございますので、利活用については、中央公民館を中心に今後も活用を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）中央公民館で、貸し出しとまではいかなくとも、所蔵しているものの市民への告知等を行っていくということにとらえてよろしいですか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）貸し出しにつきましては、若干著作権等の問題もありまして、難しい部分もございます。ただ、貸し出しではなしに、例えば図書館なりで閲覧をいただくとかということは可能であると思っておりますので、こういったビデオを保存しているかというようなところを示していくというのは、必要かなというふうには考えております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 橋本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第9 議案第35号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今回の、この事務分掌条例の改定というのは、常々議会のほうからも要望させていただいていた点がかかり考慮されている、機構改革の一部だと思います。ここに出されているのは、市民部が市民生活部に変わることぐらいでしか、あまり表現が、条例の中なので行われておりませんが、この改正によって、どのような機構改革が実際に行われるのか、ご説明いただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）お答えをいたしま

す。まず、全体に関係しますので、要点は3点あるわけなんですけれども、それについて一通りご説明させていただいてよろしいですか。

それでは、平成25年4月1日付での機構組織改革のあらましについて、ご説明を申し上げます。要点は3点ございます。

まず、1点目としましては、市長が進める安心・安全のまちづくりを推進していく上で、特に自然災害に対する防災機能を段階的に強化していくこととするため、現在の市民安全課の名称を防災推進室と改め、防災対策関係事務に特化した組織といたします。このことに伴いまして、現在の市民安全課の所掌事務でございます交通安全、防災、コミュニティバス関連については、総務課へ所管替えを行います。また、これに伴い、総務課に公共交通安全係を新設いたします。加えて、現在の庶務係を総務管理係に名称を変更するなど、組織体制の充実を図りたいと思います。

同じく、市民安全課の事務でございます市民協働と消費生活関連事務につきましては、現在の環境衛生課に所管替えをし、課の名称を市民生活環境課、係の名称を現在の同じく協働・消費生活係といたします。あわせて現在の市民部を、そういうことで市民生活部に名称を変更いたします。

次に、2点目となるわけですが、広い意味での人権施策に関する事務を集約することを目的に、市民部の人権推進室を人権・男女共同推進室に名称を変更します。現在、企画経営室で計画及び進行管理を行っている男女共同に関する事務と、同様に社会教育課で行っている啓発事務をこちらに統合しまして、事務機能の集約化を図ってまいりたいと考えています。

最後に3点目といたしまして、今年の1月4日より稼働しています保健福祉センターに

おける福祉相談機能を充実させることを目的に、現在のいきいき長寿課と地域包括支援センターを再度統合しまして、新たに、いきいき長寿課といたします。これに伴い、現在ある高齢福祉係に加え、地域包括支援係を新設いたします。

以上が今回の機構・組織改革のあらましでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）これはこの後、総務委員会で、また委員の皆さんから改めて聞かれることだとは思いますが、要望させていただいていたこと、かなり具体的に取り入れられたので、私としてはすごくうれしいと思います。

ただ、少し不安なのは、ただ係を移しただけで人員的な補充が行われなければ、結果として何も変わっていないだけになってしまうんじゃないかということ懸念します。それと、環境衛生課のほうに市民協働のほうに移っていくというところでも、もともとの環境衛生も多岐にわたって活動されている課ですので、そこにさらに上乘せになることによって、かなり動きが悪くなるんじゃないかと危惧しますので、その点、もう少し、その2点について改めて説明いただけますか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）ただ今の人的な補充ということになるかと思いますが、それにつきましては、私どものほうでも、その所掌事務に合わせて人的な補充をしてまいりたい。当然、現在の人数については当然確保。プラスことの、そこに内容を考えまして、補充しなければあかるところは補充していくという、そういう方針で考えております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、総務委員会に付託いたします。

日程第10 議案第36号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第10 議案第36号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）たびたびすいません。

今回、三つの集会所が削除されるんですけども、残りの四つは今後どうなっていくのか、ご返答いただけますか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）平成19年頃から、市の方針といたしまして、各集会所につきましては各区で管理いただくということで、現在まで進めてきたわけでございます。今回、3箇所について協議が整いましたので、ご提案させていただいたわけでございますが、あと残り4箇所ございますが、4箇所につきましては、かなり新しい建物でございまして、いろいろ委譲するについては、起債の問題でありますとか支障がございますので、若干こししばらく管理委譲ということが難しいのではないかとこのように考えておりますが、その条件が整備されれば、それについても進めていきたいというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）起債の問題は、市の財政的な面だと思うんですけども、管理維持という点では、地元区にお願いをするからこそ、条例自体は、この残りの四つを地元区に

移行することもできるんじゃないでしょうか。借金自体は市で持たざるを得ないというのは当然のことだと思うんですけども、その点、今後の考え方というのは、何か副市長がおっしゃりたいことがあるようなので、その点踏まえてご説明いただければと思いますが。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）起債を借りの場合ですが、これは公共施設の整備が対象となっておりますので、その公共施設の定義ということがございますので、条例から外れました公共施設という形にはなりませんので、その辺が解釈上の問題も出てくるかなと思います。

ただ、絶対クリアできるかできないかどうかというのは、ちょっと若干微妙な点もございますので、今後、それについてはちょっと研究を進めさせていただいて、問題がなければ議員ご指摘のとおりかと思っておりますので、進めてまいりたいと考えます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 橋本市集会所設置

及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第11 議案第37号 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に

関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第12 議案第38号 橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) お尋ねします。33ページの資料を見る限り、ざくっとスタッフを、センター長、青少年指導主事、あるいは3、4とその他の職員と、かなりスタッフを置いていたのを、どう言ったらええんかな、スタッフを大幅に削減するというふうに読み取れるんですが、そういう理解でいいんでしょうか。

○議長(井上勝彦君) 教育次長。

○教育次長(坂本安弘君) お答えをいたします。スタッフを削減するというものではございません。現在、市職員としてセンター長、それから学校教育課で兼務しております指導主事、それから事務臨時職員でございます。あと、和歌山県警察のほうから派遣をいただいております常勤の警察官1名と非常勤の警察官1名の5人体制。これは、このまま維持した形で、来年度も行います。

なぜこの職名を消したかというところでございますけれども、青少年指導主事なり、青少

年補導主事というところの、現在必置するという形になっておるんですけども、臨機応変に対応するためにということも含めて、過去においては、青少年指導主事はいわゆる学校教育課で兼務する指導主事、それから、青少年補導主事についてはセンター長が兼務するという形でした。その体制には全く25年4月以降も、現在のところ変える予定はございません。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第13 議案第39号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第13 議案第39号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第40号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第14 議案第40号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今回は、この料金、橋本小学校自体が中学校敷地に移されるので、体育館を残して利用していこうということで、料金を決めるような条例改正になるかと思うんですが、今後のこの体育館の維持管理、特に貸出等を行うときには、どこの担当窓口で行われるのか。また、かぎとかの管理というのは、これまでどおりに、利用をされてきたところに貸されている状況はそのまま継続されるのかという点で、実態的な部分、ご説明いただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）社会体育施設としての改正でございまして、所管課は社会教育課になります。利用の申し込み等は、現在の

ところ、直で社会教育課に来ていただくというような形になろうかと思えます。

それから、かぎ等、今後の運用につきましては、具体的にもう少し詰めないといけないところがございまして、4月1日までは詳細を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）有効に使っていただけるようにしていただければ良いかと思えます。その点、こういった施設、隣に勤労青少年ホームとかもあろうかと思えますけれども、そういうところ、今後、施設を使われてきていた団体とかが、これまでどおり使えなくなるということも聞いておりますので、そういった点で有効活用をしていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）この小学校の体育館につきましては、一つは地域の避難施設という、緊急時の避難施設ということになっております。それから、そのことも含めて、体育館を社会教育施設として残していくということでございますので、有効に使えるような形で実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第41号 橋本市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第15 議案第41号 橋本市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号 橋本市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第42号 橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第16 議案第42号 橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）この後の議案の43号、44号にも出てくるんですけども、この債権の放棄が、なぜ今こうやって条例化になっているのかという理由を教えてくださいんですけども。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）お答えします。水道料金、簡易水道と浄水場、この後の改正も含めてですけども、平成15年にこの水道料金の消滅時効という裁判がございまして、この裁判以前までは、いわゆる公法上の債権の取り扱いということで、5年間の時効で消滅がなされておりました。ところが、水道料金については、いわゆる民法第173条の第1号の規定によるところの水道の提供やというよう

なところで、その判例の結果ですけども、民法の債権上の取り扱いと。いわゆる2年消滅という形での取り扱いになりました。そういった形での違いが生じてきております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）43ページなんですけども、第36条の2の第3号で、「債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の額が強制執行の費用並びに当該料金等の債権に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。」は放棄できているんですけども、これで市以外の者の権利の金額、市もこれと同等であれば、同じ割合でかかっていると思うんですけども、これまでも放棄してしまうというのはおかしいと思います。

これ、ほかにもこの債権放棄について同じ規定がいっぱいあるんですけども、ここでは市以外の者の権利の金額、これがその前に優先して弁済を受ける債権、その次の、市以外の者の権利の金額、優先して弁済を受けるという文言が債権と市以外の者の権利と、これが二つにかかっているのであれば、この文章は納得できるんですけども、債権にだけかかって、ほかは市以外の者の権利が、市と同等の優先順位であるとするれば、その割合で市も権利の主張ができると思うんですけども、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）お答えします。解釈として、いわゆる今、水道料金、簡易水道のほうでの条例改正ですけども、そういった中で弁済を受ける債権は、これは一応、優先しての部分と、市以外の者の権利とありますけれども、同等やという解釈でございま

す。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）債権と同等ということで、優先して弁済を受ける市以外の者の権利と読めるということですね。了解しました。それやったら結構です。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）そのとおりです。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第42号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第17 議案第43号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第17 議案第43号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第18 議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第18 議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）第11条の2の第1項、消滅時効に係る時効期間が経過したときには放棄できるというふうになっているんですけども、年間いくぐらいあるのか。消滅時効の完成を防ぐために、どういう努力をしておられるのかということ伺います。

○議長（井上勝彦君）病院事務局長。

○病院事務局長（豊岡 宏君）現在、だいたい年間二、三百万円発生しております。それに対する、いわゆる回収ですけど、非常に効率的なやり方をとってしまして、嘱託の職員を採用しまして、その方が全部個別に戸別訪問して、何回も何回も行ってくださって、それで回収を働きかけています。その結果、非常に少なく済んでいるということです。

ちなみに私の経験から申しますと、だいたい300床規模であれば、だいたい1,000万円ぐらい年間発生するのが普通です。それがだいたい二、三百万円で済んでいるということは、こちらの方の民度が非常に高いということと、それからもう一つは、やっぱりこまめにそういう回収努力をされているということだと思います。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第44号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19 議案第45号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第19 議案第45号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第45号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第46号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第20 議案第46号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第46号については、総務委員会に付託いたします。

日程第21 議案第47号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第21 議案第47号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第47号については、文教厚生委員会に付託いたします。

この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）